



令和3年9月14日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス  
代表者名 代表取締役社長兼CEO 此下 竜矢  
(コード2388 東証JASDAQ市場)  
問合せ先 開示担当 小竹 康博  
(TEL 03-6225-2207)

### JTAによる訴訟行為により、GLのインドネシア子会社が新規貸付業務を停止

Group Lease PCL (以下、GL) は JTA による訴訟行為により、GL のインドネシア子会社が新規貸付業務を停止した旨のお知らせをリリースいたしました。当該リリースの内容を日本語訳にてお知らせいたします。

(以下、GLのプレスリリース翻訳)

Group Lease PCL(以下、GL)の副CEOである此下竜矢氏は以下のように述べました。GLの取締役会は、今後インドネシア子会社であるPT Group Lease Finance Indonesia(以下、GLFI)に対して追加の資本注入を行わないこと、及びGLFIの新規貸付を停止し、既存の貸付ポートフォリオの回収のみを行うことを決定いたしました。監督省庁であるインドネシア金融サービス庁からは、既存株主3社(Group Lease Holdings Pte. Ltd.(以下、GLH)、J Trust Asia Pte. Ltd.(以下、JTA)、PT Wijaya Infrastructure Indonesia)からGLFIに約3百万米ドル(約98百万タイバーツ・日本円で約3.2億円)の資本増強を行うよう要請を受けておりました。しかし、JTAはGLFIへの資本注入を拒否いたしました。

JTAはGLFIへの資本注入を拒否しただけではなく、同社によるシンガポールでの訴訟行為により、GLHはシンガポール高等裁判所から資産差し止め命令を受けており、GLH単体でのGLFIへの資本注入ができない状況にあります。仮にGLがGLFIに対して新規で資本注入を行った場合、新しく最低資本金額が設定されることとなります。この新しい最低資本金額は、新たな株主を設ける際の最低資本金額としてインドネシアの全てのファイナンス会社に適用されることとなります。GLが新規で資本注入を行う場合、約11百万米ドル(約361百万タイバーツ・日本円で約12億円)をGLFIの新たな資本金として投資する必要があります。新型コロナウイルス感染症の状況下であること、JTAと当社グループ会社との間での様々な訴訟状況、JTA提起によるGLHに対する資産差し止め命令等の要素を鑑み、今回GLFIへの追加資本注入を行わない決定を下しました。

当社は、JTAによる訴訟行為によりGLHがGLFIに対して資本投資が行えず、インドネシア金融サービス庁からの要件に応えることができず、GLFIが新規貸付業務の停止に追い込まれたことを残念に思います。GLFIは、今後も既存の貸付ポートフォリオの回収を行います。当社は現

在、弁護士等と相談しながら、JTA の行為により GLH、GLFI 及び GL が被った本件の損害について法的手段を検討しております。今後も当社株主様の利益及び我々の事業を守るために努めてまいります。

以 上